告

○ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則

(疾病・感染症対策室)

規

則

目

次

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

○県税に関する申告等の期限の指定

指定障害福祉サービス事業者の指定

○保安林の指定施業要件の変更の予定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

(障害福祉課)

同

税

務

課

○土地改良区の定款変更の認可 ○建設業の営業の停止 (二件)

選挙管理委員会

宮

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

公安委員会

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

規

則

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十日

○宮城県規則第八十号

宮城県知事

村

井

嘉

浩

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の一部を改正する規則

(1)

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則 (平成二十六年宮城県規則第七十四号)の一部を次のよう

令和一

一年七月十日

行 発

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

同項に次の各

に改正する。

号を加える。 等病態に変化があったものを除く。)」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、 第六条第三項ただし書中「以前に定期検査費用の支払いを受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行

ページ は過去に肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則第7条第1項第4号に規定する個人票等 第1号に掲げる知事が別に定める診断書を提出した者」を与べ、「ものを除く。)」を「者を除く。)又 くは第6条第1項の規定による請求の日前1年以内に肝炎治療に係る医療費用交付規則第2条第3項 様式第一号中「支払い」を「支払」に、「以前に」を「過去に」に改め、「炒けた番」の下に「若し 年宮城県規則第四十九号)第二条第三項第一号に掲げる知事が別に定める診断書を提出した者 あった者を除く。 八号)第七条第一項第四号に規定する個人票等を提出した者 過去に知事に肝がん及び重度肝硬変治療に係る医療費用交付規則 第一項の規定による請求の日前一年以内に知事に肝炎治療に係る医療費用交付規則 過去に知事から定期検査費用の支払を受けた者(慢性肝炎から肝硬変への移行等病態に変化が 、慢性肝炎から肝硬変への移行等病態に変化があった者を除く。

(平成三十年宮城県規則第百

(平成二十

附 則

(施行期日)

や提出した站」に改める。

1 この規則は、 公布の日から施行する。

仙台地方振興事務所

 \equiv

(事業管理課) (森林整備課)

経過措置

三

2 改正前のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定による様式第一号については、 改正後のウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則の規定による様式第一号とみなす

 \equiv

示

告

○宮城県告示第五百九十一号

法人の県民税、県民税の利子割、 ることとされている期日は、その期限が令和元年十月十二日から令和二年八月三十日までの間に到来 するもの 令和元年宮城県告示第八百八十九号 (個人の事業税にあっては、申告に限る。) に限る。) について、同月三十一日とする。 (角田市又は伊具郡丸森町に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る 配当割及び株式等譲渡所得割、 (県税に関する申告等の期限の延長)において別に告示で定め 法人の事業税並びに個人の事業税に

児童福祉法

令和二年七月十日

○宮城県告示第五百九十二号

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四五〇二〇〇七五三	事業所番号
十番七号 石巻市かもめ学園	所在地事業所の名称及び
接所等訪問支	支援の種類指定障害児通所
石巻市	設置者名
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	指定年月日

○宮城県告示第五百九十三号

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十 条第一号の規定により告示する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

令和二年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

四 111004011	事業所番号
○二 へルパーステーショー 登米市中田町浅水字 ・ あおぞら ・ かんパーステーショー	所在地事業所の名称及び
居宅介護	ービスの種類 指定障害福祉サ
会療法人仁泉	設置者名
一日 日 一日 二年七月	指定年月日

宮

 \circ

○宮城県告示第五百九十四号

定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規

令和二年七月十日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源の涵養

宮城県知事

村

井

嘉

浩

変更後の指定施業要件

- 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第五百九十五号

とおり営業の停止を命じた。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定により、

次の

令和二年七月十日

処分をした年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

令和二年七月三日

被処分者の商号又は名称等

 \equiv

榊 武哉 株式会社榊工務店	の氏名 の氏名 の氏名
宮城県石巻市福地字町百七十四番二	主たる営業所の所在地
第二万二千百十九号般 – 一	(宮城県知事許可) 建設業許可番号

\equiv 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち民間工事に係るもの

営業停止期間

令和二年七月二十日から同月二十二日までの三日間

兀 処分の原因となった事実

株式会社榊工務店は、平成二十五年から平成二十九年にかけて、法第三条第一項の規定に違反し

三号)第一条の二に定める金額以上となる請負契約を繰り返し締結した。 て、 建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令 (昭和三十一年政令第二百七十

このことは、

法第二十八条第二項第二号に該当する。

○宮城県告示第五百九十六号

とおり営業の停止を命じた。 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定により、 次の

令和二年七月十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

処分をした年月日

令和二年七月三日

被処分者の商号又は名称等

報

藤 利光 宮城県石巻市鮎川浜袈裟沢五番地六 般 - 二十八 藤工務店 氏名 宮城県石巻市鮎川浜袈裟沢五番地六 般 - 二十八 氏名 主たる営業所の所在地 建設業許可		1
地六 第五百五号 (宮城県知事	l T	氏名と名称及び代表
五二二十 (宮城県第二二十 号八 事前	宮城県石巻市鮎川浜袈裟沢五番地六	る営業所の所在
可畏	五二二五十	計金

\equiv 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業のうち民間工事に係るもの

2 営業停止期間

令和二年七月二十日から同月二十二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

あったのに、手すり等の危険を防止するための必要な措置を講じなかった。 ルの足場板を作業床として大工作業をさせるに当たり、墜落により作業員に危険を及ぼすおそれが 遠藤工務店は、石巻市鮎川浜の倉庫の新築工事現場において、同社の作業員に高さ四・五メート

致死罪により罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。 巻簡易裁判所から、同社代表者は労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び業務上過失 を及ぼすおそれがあったのに、防網を張る等の危険を防止するための必要な措置を講じなかったこ また、高さ四・三二メートルの妻桁の上で大工作業をさせるに当たり、墜落により作業員に危険 当該作業員は当該妻桁上から墜落し死亡した。このことにより、 令和二年一月十日に石

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する

(3)

○宮城県告示第五百九十七号

大和町土地改良区の定款変更について、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第

二項の規定により、 令和二年七月一日認可した。

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

令和二年七月十日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長

Щ

 \Box

浩

徳

選挙管理委員会

○宮選管告示第六十七号

に改正する。 平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のよう

令和二年七月十日

公 安 委 員 슾

白木集会所、仙台市根岸保育所長町分園、将監二丁目集会所、南光台五丁目集会所の項を削る。

宮城県選挙管理委員会

委員長

皆

Ш

章

太

郎

〇宮城県公安委員会規則第6号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年7月10日

宮城県公安委員会委員長

佐藤

勘三郎

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

2 法第57条第2項の規定による軽車両の乗 2 法第57条	第11条 (略) 第11条 (网	の制限等) の制限等)	(公安委員会が定める車両の乗車又は積載 (公安委員	改正前
法第57条第2項の規定による軽車両の乗	(略)		(公安委員会が定める車両の乗車又は積載	改正後

(1) 乗車人員は、二輪又は三輪の自転車(以 積載の方法の制限は、次の各号に定めると 車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは

ずれかに該当する場合は、この限りでな 自転車に乗車する場合において、次のい 人員を乗車させてはならない。ただし、 てはその乗車装置に応じた人員を超える 以外の者を、自転車以外の軽車両にあっ 下「自転車」という。) にあっては運転者

ア 16歳以上の運転者が、幼児(6歳未 用座席に乗車させる場合 満の者をいう。以下同じ。)_1人を幼児 16歳以上の運転者が、幼児

転車をいう。)の幼児用座席に乗車させ 必要な特別の構造又は装置を有する自 置及び三の幼児用座席を設けるために 同乗用自転車(運転者のための乗車装 _2人を幼児2人

> (1) 乗車人員は、二輪又は三輪の自転車(以 積載の方法の制限は、次の各号に定めると 車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは

ずれかに該当する場合は、この限りでな 自転車に乗車する場合において、次のい 人員を乗車させてはならない。ただし、 てはその乗車装置に応じた人員を超える 以外の者を、自転車以外の軽車両にあっ 下「自転車」という。)にあっては運転者

ア 16歳以上の運転者が、小学校就学の 用座席に乗車させる場合 始期に達するまでの者 _1人を幼児

転車をいう。) の幼児用座席に乗車させ 必要な特別の構造又は装置を有する自 置及び2の幼児用座席を設けるために 同乗用自転車(運転者のための乗車装 <u>始期に達するまでの者</u>2人を幼児2人 16歳以上の運転者が、小学校就学の

举 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(2)~(4) (略)

 $(2)\sim(4)$

(器)

ウ~カ

ウ~カ

罕

浬

この規則は、公布の日から施行する。